

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みかた麴杜舎(以下、当法人という。)の定款第33条の規定に関し、役員の仕事権限を定め、法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 役員は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(役員)

第3条 役員は、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)当法人を代表し、その業務を総理する。
- (2)総会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3)毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を他の理事に報告する。

(理事)

第5条 代表理事以外の理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2)毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を他の理事に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事の協議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事の協議による。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(別表)理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	理事
役割	◎当法人を代表し、その業務を総理 ◎総会を招集し、議長としてこれを主宰	◎代表理事を補佐し、当法人の業務を執行 ◎代表理事の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
規程案の作成に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張(役員、重要な使用人)に関すること	○	
支出に関すること		
1件1万円以上	○	
1件1万円未満		○
セミナー等事業の実施に関すること	○	
職員の教育・研修に関すること	○	
渉外に関すること	○	
福利厚生(役員含む)に関すること		○
外部に対する文書発簡	○	
特に重要なもの	○	

重要なもの	○	
比較的重要なもの	○	
一般事務連絡	○	

(注)上記にかかわらず、理事の不在時等、理事がその決裁権限を行使できない場合において、代表理事が理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。